

「損害賠償金」

施術者が施術事故を起こし利用者に損害を与えてしまった場合、利用者に損害賠償金を支払う義務を負います。損害賠償金は治療費・慰謝料・休業損害などからなり、通院の領収書から治療費と慰謝料が、休業日数や過去の収入状況から休業損害が算出されます。いずれも利用者から提出された資料を算出根拠とします。

●損害賠償金の支払い

損害賠償金は原則として賠償額が確定した後に一括で支払えばよいとされます。本会では示談書を取り交わした後を推奨しています。

示談書を取り交わすまでには ①治療が完了し領収書等の資料を受領する ②施術者が資料を元に支払う金額を検討する ③利用者に金額を提示し了承を得る、という過程が必要です。

本協会への相談者から「治療費の中途清算には応じた方がいいと思っている」とお聞きすることがあります。領収書をもらえるから大丈夫と樂觀せず、清算が必要な背景と中途清算を行うことで発生しうるリスクも含めた検討が必要で、慎重な判断が求められます。

●将来に対する補償

損害賠償金は実際に生じた損害に対する補填であり、将来的に生じうる損害に対する補填ではありません。これに該当する利用者の要求として、次のようなものが挙げられます。

- ① 熱傷は治ったが瘢痕の治療は少なくともあと1年間は必要と医師に言われた。これまでの費用と今後1年分の治療費と慰謝料を払ってもらえれば示談する。
- ② 腰椎骨折で2カ月の安静が必要と診断された。治療費もかかるので早々に給与2カ月分を前払いしてほしい。

①②の要求から次のような事例につながる場合が見られます。

①の要求は瘢痕をきれいに治すよりも、受け取る損害賠償金を増額することに主眼をおく利用者に多く見られます。

②の要求では、後日提出を受けた診断書記載の傷病名が腰椎骨折ではなく腰痛症と記載され、2週間で仕事に復帰していたケースなどもあります。結果からみれば詐欺的な要求ともいえるこのような状況に遭遇することも稀にあります。

①②ともに損害賠償の観点では基本的には応じられる要求ではありません。



被害を受けたすべての利用者があれもこれもと要求してくるわけではありません。中には施術者を気づかいお詫びを受けとっていただけない人もいます。また、反対に被害者意識が強く関係ないと思える費用まで請求される人もいます。施術者に自責の念があると見えたとき、何と少しでも自分の要求を押し通そうとする場合もあるようです。

こんなときにはその場の判断で話を進めるのではなく、検討する時間をもらい本会まで早めにご連絡ください。

ONE POINT

損害賠償金は示談書を取り交わした後に一括で支払うことを原則として対応したいものです。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆
・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

